

東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金に係る  
補助金の減額に関する事務処理要綱

平成19年11月16日付19福保総企第493号  
平成21年3月31日付20福保総企第1020号  
平成23年5月16日付22福保総企第1102号  
平成27年3月31日付26福保総企第860号  
平成29年3月31日付28福保総企画第573号  
令和2年10月29日付2福保総企画第693号

1 目的

この要綱は、東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金交付要綱第3の第2項に規定する補助金の一部を交付しないことができる場合（以下「補助金の減額」という。）の基準及び手続等に関し必要な事項を定め、もって、補助金の適正な執行を確保することを目的とする。

2 対象施設

東京都民間社会福祉施設運営情報等公表事業実施要綱（以下「事業実施要綱」という。）に基づく運営情報等公表事業を実施しない施設（ただし、都外協定施設を除く。）

3 補助金の減額基準

補助金の減額の基準は、別表のとおりとする。

ただし、年度途中で新規に開設した施設における開設日を含む年度については、別表中「サービス改善計画・実施状況の公表」は適用しない。

4 法人等への通知

補助金の減額については、関係資料に基づき運営所管部において決定し、その結果を別記様式により法人あて通知する。

附 則（平成19年11月16日付19福保総企第493号）

第1 この要綱は、平成19年11月16日から施行する。

第2 別表減額内容欄中「5割」とあるのは、平成21年度に減額を実施する場合にあっては「1割」と、平成22年度に減額を実施する場合にあっては「3割」と読み替え

て適用する。

第3 年度途中に新規に開設した施設における開設日を含む年度については、別表中「サービス改善計画・実施状況の公表」は適用しない。

附 則（平成21年3月31日付20福保総企第1020号）

第1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

第2 改正後の要綱の規定にかかわらず、平成20年度の実績報告に係る公表については、改正前の要綱の規定によるものとする。

附 則（平成23年5月16日付22福保総企第1102号）

第1 この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

第2 改正後の要綱の規定にかかわらず、平成22年度の実績報告に係る公表については、改正前の要綱の規定によるものとする。

附 則（平成27年3月31日付26福保総企第860号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日付28福保総企画第573号）

この要綱は、決定の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（令和2年10月29日付2福保総企画第693号）

第1 この要綱は、決定の日から施行する。

第2 別表の規定にかかわらず、令和2年度については、事業実施要綱別表1に定める福祉サービス第三者評価の受審及び結果の公表又は利用者に対する調査の実施及び結果の公表を行わない場合であっても、補助金の減額を行わない。